

# 仕様書

秋田市広報広聴課

- 1 事業名 秋田市本庁舎デジタルサイネージ運営事業
- 2 設置場所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市本庁舎1階待合ロビー（別紙参照）
- 3 設置期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
この期間には、デジタルサイネージ（以下、サイネージとする。）の設置に伴う工事、また、撤去に伴う原状復旧に要する期間も含むものとする。
- 4 運営時間 運営時間は、原則平日の午前8時30分から午後5時30分までとし、土日祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）の運営は行わない。ただし、臨時の開庁を実施した場合は、運営時間を延長する場合がある。
- 5 業務内容について
  - 【秋田市】
    - (1) 本事業の統括に関すること
    - (2) 市政情報等の提供
    - (3) 配信する市政情報の作成および広告の審査に関すること
  - 【運営事業者】
    - (1) 機器一式の設置および運営に関すること
    - (2) 番組編成、タイムテーブルおよび画面構成の作成に関すること
    - (3) 放映する市政情報の原稿作成、必要な映像コンテンツの撮影に関すること
    - (4) 議会中継に関すること
    - (5) 配信する広告の広告主募集および広告制作に関すること
    - (6) 広告等へのクレーム対応に関すること
    - (7) 機器一式の定期的な維持管理、サイネージの配信状況の監視および事故、障害発生時の対応に関すること
    - (8) 契約期間満了後、機器一式を撤去し原状復旧すること
    - (9) 後述「貸付料等」を納付すること
    - (10) その他「仕様書」を満たすこと
- 6 配信情報等について
  - (1) サイネージで配信する情報は、次のとおりとする。

- ア 秋田市市政情報
- イ 秋田市広報番組
- ウ 秋田市議会中継
- エ 表敬訪問時等のウェルカムボード画像
- オ ニュース
- カ 広告
- キ 運営事業者が作成または調達したコンテンツ
- ク 道路・河川映像等、運営事業者が設置したカメラのライブ映像
- ケ その他市と運営事業者が協議の上、必要と認めたもの

- (2) 1日当たりの情報配信の割合は、原則市40%、運営事業者60%とする。ただし、市又は運営事業者に配信コンテンツがない場合、および特別使用時はその限りではない。
- (3) 配信情報の制作依頼および制作ならびにその他配信に関する事項等については、市および運営事業者で協議の上、別に定める。

## 7 設置および運営について

- (1) 機器一式の設置、撤去、維持管理、修繕、電気料およびコンテンツ情報通信費など、設置および運営経費の一切は運営事業者が負担すること
- (2) 番組編成、タイムテーブル等については、別途市と協議をすること
- (3) 見やすい配色、大きなテキスト文字等の構成に配慮すること
- (4) 音声を使用する場合は、業務に支障の無い音量で放映できるよう調整できること
- (5) サイネージのゴーストイメージを防止するための対策をとること
- (6) アクセスログを取得する他、情報漏えい対策を十分にとること
- (7) サイネージの転倒等万一事故が発生した場合および市又は第三者に損害を与えた場合は、運営事業者の責任において対応すること
- (8) 合理的な理由により、サイネージ本体の移動、更新等の必要が生じた場合は、運営事業者の責任において対応すること
- (9) サイネージ編集専門のスタッフを配置し、操作、設定変更等に関する問合せ窓口を用意すること。原則として、開庁日の開庁時間内にメールおよび電話による問合せが可能とすること
- (10) 障害発生時の問合せ窓口を用意すること
- (11) 機器の設置、更新および撤去の際は、施工内容およびスケジュールについて、市の承認を得ること

## 8 市政情報について

- (1) 市から提供する情報は、簡易な手法（メール等）により運営事業者が受付すること
- (2) 市から提供した市政情報の表示内容については、各課所室の確認を受けたものとすること
- (3) 市から提供した電子媒体については、次の運用を行うこと
  - ア コンテンツの登録および公開作業

- イ サイネージに合った入稿コンテンツの微修正
- ウ テロップデータ等の編集および制作
- エ 番組表の提出

## 9 サイネージの特別使用について

市又は運営事業者がサイネージを特別使用する場合、両者協議を行い、運営に支障を来さない範囲で使用するものとする。

## 10 災害時等緊急時について

- (1) 運営事業者は通常の配信を休止し、市はコンテンツを表示できるものとする。また、市から運営事業者へ配信依頼がある場合、運営事業者は可能な範囲で対応すること
- (2) 割込機能により運営事業者が情報コンテンツ等をインサートできること。なお、システム機器にはUPSを設けること

## 11 広告等について

- (1) 広告等の募集、制作は運営事業者が行うこと
- (2) 広告主の選定および広告内容等は「秋田市広告掲載要綱」および「秋田市広告掲載基準」に定めるところによる。
- (3) 広告主は地域事業者を中心とし、最新のものとすること
- (4) 配信する広告等については、市の事前審査および承認を得た後に掲載配信すること。ただし、運営事業者自身の広告は市の承認を得なくても配信することができる。また、市は審査により広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業にかかる経費は運営事業者の負担とすること
- (5) 広告等に対する著作権、特許権その他第三者の権利を侵害しないこと。問題が生じた場合は、運営事業者が一切の責任を負うこと
- (6) 動画、スライドショー、アニメーションなど、画像が動く表示も可とすること

## 12 広告等の審査について

- (1) 広告の掲載に当たっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること
- (2) 広告物の出力見本の提出後、市において内容審査を行い、結果を通知する。この場合において、市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、審査の結果生じた作業にかかる経費は、運営事業者の負担とする。

## 13 広告内容の責任について

- (1) 広告内容等に関する一切の責任は、運営事業者が負うものとし、市は一切の責任および負担を負わない。
- (2) 運営事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。および、広告内容等に関わる財産権のすべてについて合理的な権利処理が完了していることを保証すること

- (3) 市に対して、第三者から広告に関連して侵害を被ったという請求がなされた場合は、運営事業者の責任および負担において解決するものとし、市は責任および負担を負わないものとする。

#### 14 保守について

運営事業者の負担において、以下の体制を確保すること

- (1) 機器の不具合、故障等に速やかに対応できる体制を確保し、原則として障害発生時から1時間以内に現地に到着できるものとする。ただし、リモートによる対応が可能な場合は、現地に赴くことなく当該対応を行うことを妨げない
- (2) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと
- (3) 市からの問い合わせ等に対し、円滑な応答ができる体制を確保すること

#### 15 秘密の保持

- (1) 運営事業者は、本業務において知り得た情報を第三者に対して漏らしてはならない。
- (2) 運営事業者は、本業務で得た全ての資料および情報を市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。

#### 16 貸付料等の納入

- (1) 市の発行する納入通知書により、期日までに貸付料を納めること。また、使用する電気料についても実費を別途納めること
- (2) 納付された貸付料等は返還しない。ただし、市の責めに帰すべき理由で、市政情報および広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

#### 17 機器の仕様

- (1) 据置型の9面サイネージ（1面55インチ程度の狭額縁とする）、もしくは1面で相当サイズのサイネージ1基を設置すること
- (2) 広報広聴課の執務室にノート端末1台を設置し、セキュリティを確保した上で、サイネージの閲覧を可能とすること
- (3) サイネージの装置にカメラを設置し、サイネージの配信状況を監視できること
- (4) サーバーおよびインターネット回線等は市が設置している設備とは物理的に独立したシステムを構築すること
- (5) サイネージ電源は、スケジュール制御等により自動で入切できること
- (6) 地震等の際の転倒に対する防止策を十分講ずること
- (7) 市が要望に応じて電源の入切および調光できること
- (8) 床面、壁面等への工事や配線を伴う場合は、市と十分な打合せの上、行うこと。  
また、工事の詳細なスケジュールは市と協議の上、決定すること。
- (9) 全ての機器が鋭利な突起等の無い、安全に配慮した形状であること。また、サイネージは市が指定した場所でかつ来庁者の通行を妨げない位置に設置すること
- (10) 機器の更新が必要となる際は、別途協議すること

## 18 その他

- (1) 運営事業者は、広告主の募集および決定、広告物の事前確認、広告物の提出、その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行うこととする。
- (2) 市は、広告主又は広告内容が要綱等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができる。
- (3) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。
- (4) 市は、運営事業者の責めに帰する理由により庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は、契約を解除することができる。この場合、運営事業者は機器一式を撤去し、かつ設置前の原状に復さなければならない。なお、既に納付済みの貸付料および電気料は返還しない。
- (5) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更および組織機構見直しあるいは社会情勢等により、設置場所の変更や広告掲示の全部または一部を中止することがある。
- (6) 事業実施に際して疑義が生じた場合は、その都度、市と運営事業者が協議の上、対応を決定するものとする。